

2023年3月1日

## 新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号  
並びに会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都文京区関口二丁目10番8号  
藤田観光株式会社  
代表取締役兼社長執行役員 伊勢 宜弘

東京都文京区関口二丁目10番8号  
グリーン・サービス管理株式会社  
代表取締役 千頭和 武

藤田観光株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2023年1月4日付で作成した新設分割計画書に基づき、2023年3月1日を効力発生日として、グリーン・サービス管理株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社がウィスタリアンライフクラブと称する会員制リゾートクラブの運営事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

### 記

#### 1. 本分割が効力を生じた日

2023年3月1日

#### 2. 分割会社における法定手続の経過

##### (1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第805条に規定される株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合（簡易分割）に該当するため、会社法第805条の2の規定による手続は行っておりません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第805条に規定される株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合（簡易分割）に該当するため、会社法第806条の規定による手続は行っておりません。

##### (3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。

##### (4) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2023年1月16日付及び2023年1月31日付の官報において公告するとともに、2023年1月31日から電子公告の方法により公告

しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2023年3月1日をもって、分割会社から、新設分割計画書に記載された分割会社がウイスタリアンライフクラブと称する会員制リゾートクラブの運営事業に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が承継した資産の額は801,581,548千円、負債の額は1,271,476,995千円（いずれも2022年12月31日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

### 4. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上